

別紙 1

番号	413
特定事業の名称	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第44条第1項、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第50条
特例を講ずべき法令等の現行規定	消防法施行令第44条に規定する救急隊の編成の基準により、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人をもって編成することができることが定められている。 これを受け、現行規定では、救急隊の編成の基準の特例として、消防法施行規則第50条において、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合とすることが定められている。
特例措置の内容	<p>1. 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体であって消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務を実施するものが、その設定する法第2条第1項に規定する構造改革特別区域内に設置する消防機関が、（1）～（3）に規定する要件をすべて満たし、かつ、救急業務の実施体制の一層の充実を図るため救急隊の弾力的な編成を行う必要があると認めて、法第4条第2項第4号に掲げる特定事業の内容として（1）～（3）に規定する要件に適合することを証する内容を記載し、かつ、当該要件に適合することを証する書類を添付し、同条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置された消防機関の救急隊の編成の基準の特例について、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条に規定する場合のほか、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合とすることができる。</p> <p>（1）緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組みを整備するとともに、通報を受けた時から出動するまでの手順を確立していること。</p> <p>（2）（1）による識別の結果、1. に定める場合であるとあらかじめ認められ、救急自動車1台及び救急隊員2人により出動した場合において、救急現場において傷病者の傷病の程度が当該識別の結果に比し重度であることが判明する等の不測の事態が生じた場合に、1. の特例措置に係る救急業務の実施に関しあらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施することができる体制を確保していること。</p> <p>（3）通信指令管制業務を行う施設に医師を常時配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導又は助言を行うことができる体制を確保していること。</p> <p>2. 1. の規定は、1. の認定を受けた地方公共団体が、救急自動車1台及び救急隊員2人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生ずるおそれがあると判断する場合については、適用しない。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付書類により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.（1）～（3）の内容により、その救急業務の実施において現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし